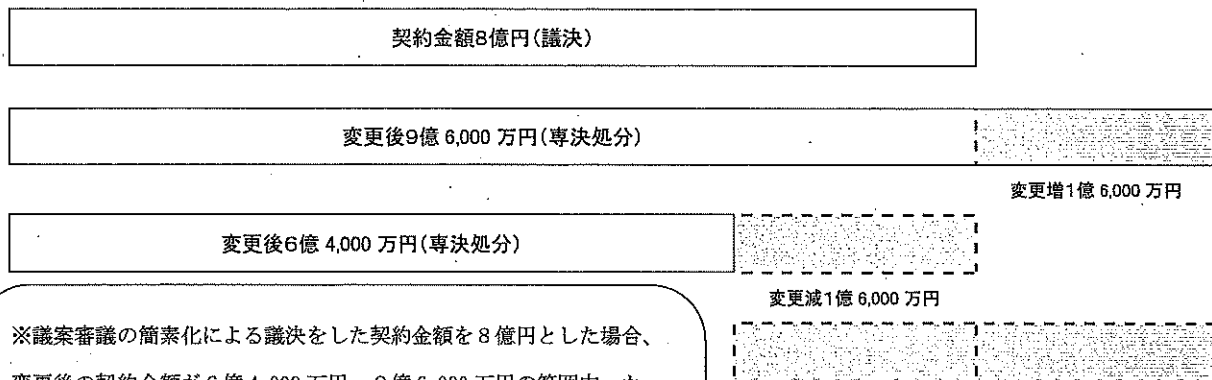


## 緊急事態発生時における知事の専決処分について

(専決処分の対象とする議案)

- 1 大規模な災害その他の緊急事態(三重県議会指針に規定する「対象とする災害等」)が発生した場合において
- 2 当該緊急事態に迅速に対応するため、議案審議の簡素化により、委員会付託を省略して議会の議決を経て締結した災害復旧事業等の工事の請負契約について(議決を必要とする工事の請負契約は予定価格 5 億円以上)
- 3 上記 1、2 により議決した契約金額の 2 割以内の変更契約を「知事が専決処分することができるもの」(地方自治法第 180 条第 1 項)に指定する

※変更契約の考え方(議決した契約金額を 8 億円とした場合の取扱い例)



※議案審議の簡素化による議決をした契約金額を 8 億円とした場合、変更後の契約金額が 6 億 4,000 万円～9 億 6,000 万円の範囲内、かつ、変更金額が 1 回につき 1 億 6,000 万円以内であれば、変更の回数及び時期にかかわらず変更契約を専決できる。変更後の契約金額が前記の範囲を超えた場合は議決が必要となり、その議決は簡素化による議決でなくなるため、以降の変更契約は議決が必要となる。

&lt;上記について、本会議において諮る内容&gt;

## 知事が専決処分することができるものに指定するについて(案)

大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、当該緊急事態に迅速に対応するため、三重県議会会議規則第 29 条第 4 項の規定により委員会の付託を省略して議会の議決を経て締結した当該緊急事態に係る災害復旧事業等の工事の請負契約について、議決した契約金額の 2 割以内の変更を行うことに関し、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、これを知事が専決処分することができるものに指定する。

(理由)

大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、緊急対応のための議案審議の簡素化として、委員会の付託を省略して議会の議決を経て締結した当該緊急事態に係る災害復旧事業等の工事の請負契約について、一定割合以下の契約の変更を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により軽易な事項として指定しようとするものである。